

# 資 料

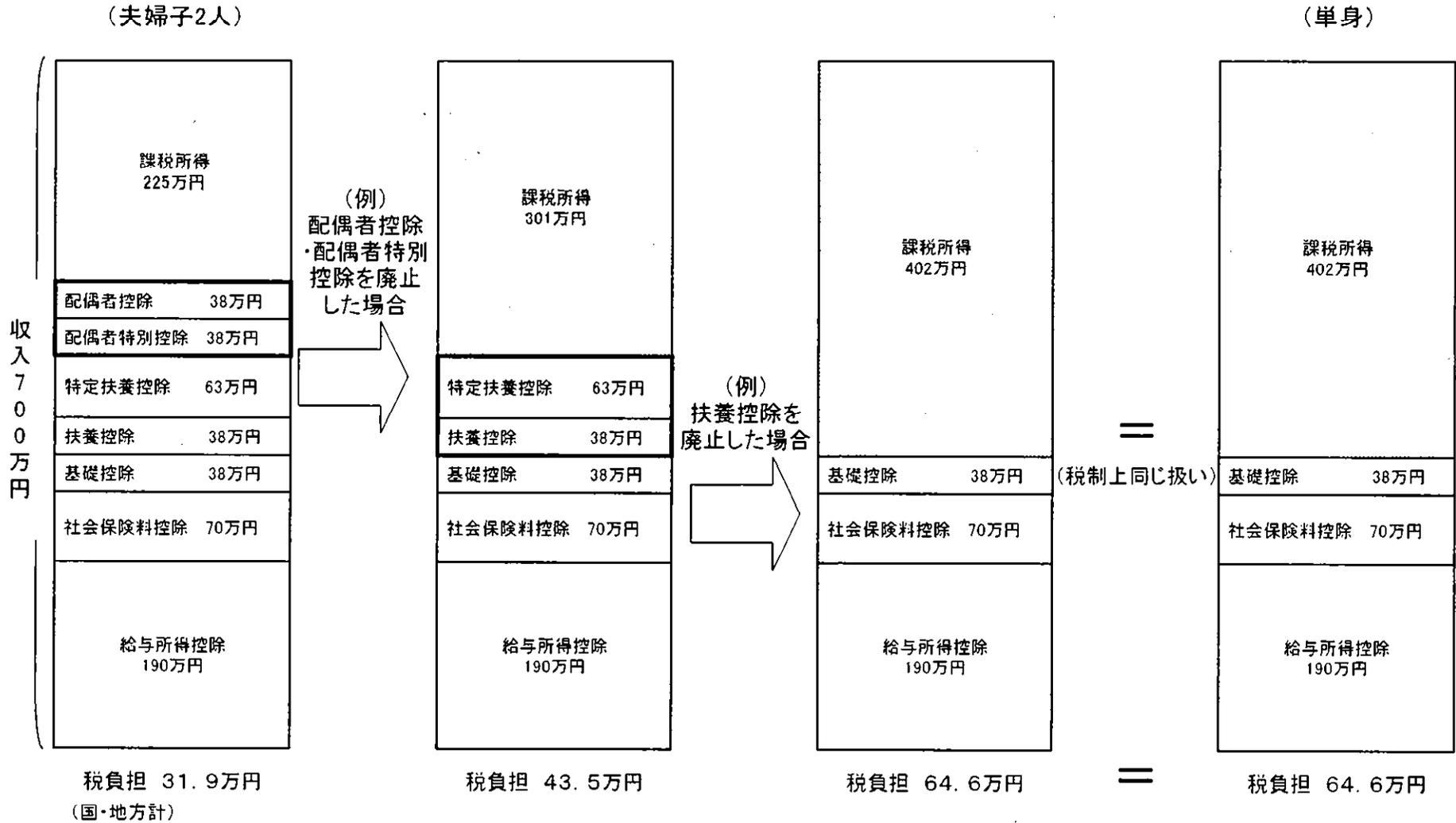
# 目 次

・ 人的控除の概要	1
・ 諸控除の見直しの影響	2
・ 給与所得控除	3
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	4
・ 税率構造について	5
・ 所得税収、負担割合の推移	6
・ 法人税収の推移	7
・ 欠損法人割合の推移	8
・ 法人税率と課税ベースの適正化	9
・ 主要国の法人税率（基本税率）の推移	10
・ 我が国国内法人の設備投資額等の推移	11
・ 『経済活性化』のための研究開発と税制	12
・ 主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み	13
・ 贈与税の課税方式の概念図	14
・ 贈与税の課税方式の類型	15
・ 相続税の課税状況の推移	16

## 人的控除の概要

		創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
				所得税	個人住民税		
基礎的な人的控除	基礎控除		・本人	38万円	33万円		
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	配偶者特別控除		昭和62年	・生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	扶養親族		・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特別な人的控除	障害者控除		昭和25年	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	老年者控除		昭和26年	・本人が65歳以上の者	50万円	48万円	年間所得1,000万円以下
	寡婦控除		昭和26年	・老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除		昭和56年	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

# 諸控除の見直しの影響



# 給 与 所 得 控 除

## 給与所得控除制度の概要

給与収入	控除率 (最低65万円)
180万円以下の部分	40%
360 "	30%
660 "	20%
1,000 "	10%
1,000万円超の部分	5%

(参考1) 給与総額に対する給与所得控除総額の割合

給与総額(A)	給与所得控除総額(B)	割合(B/A)
222.8兆円	62.8兆円	28.2%

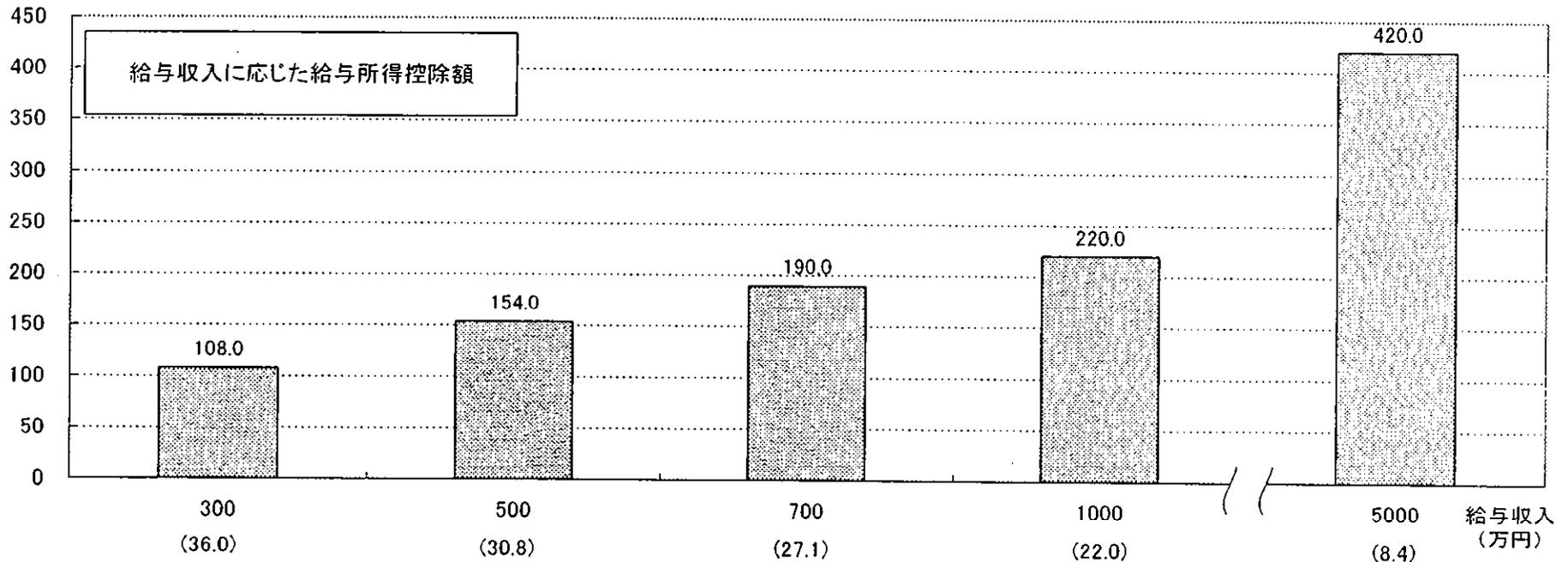
(備考 平成14年度予算ベース)

(参考2) 諸外国で認められている概算控除

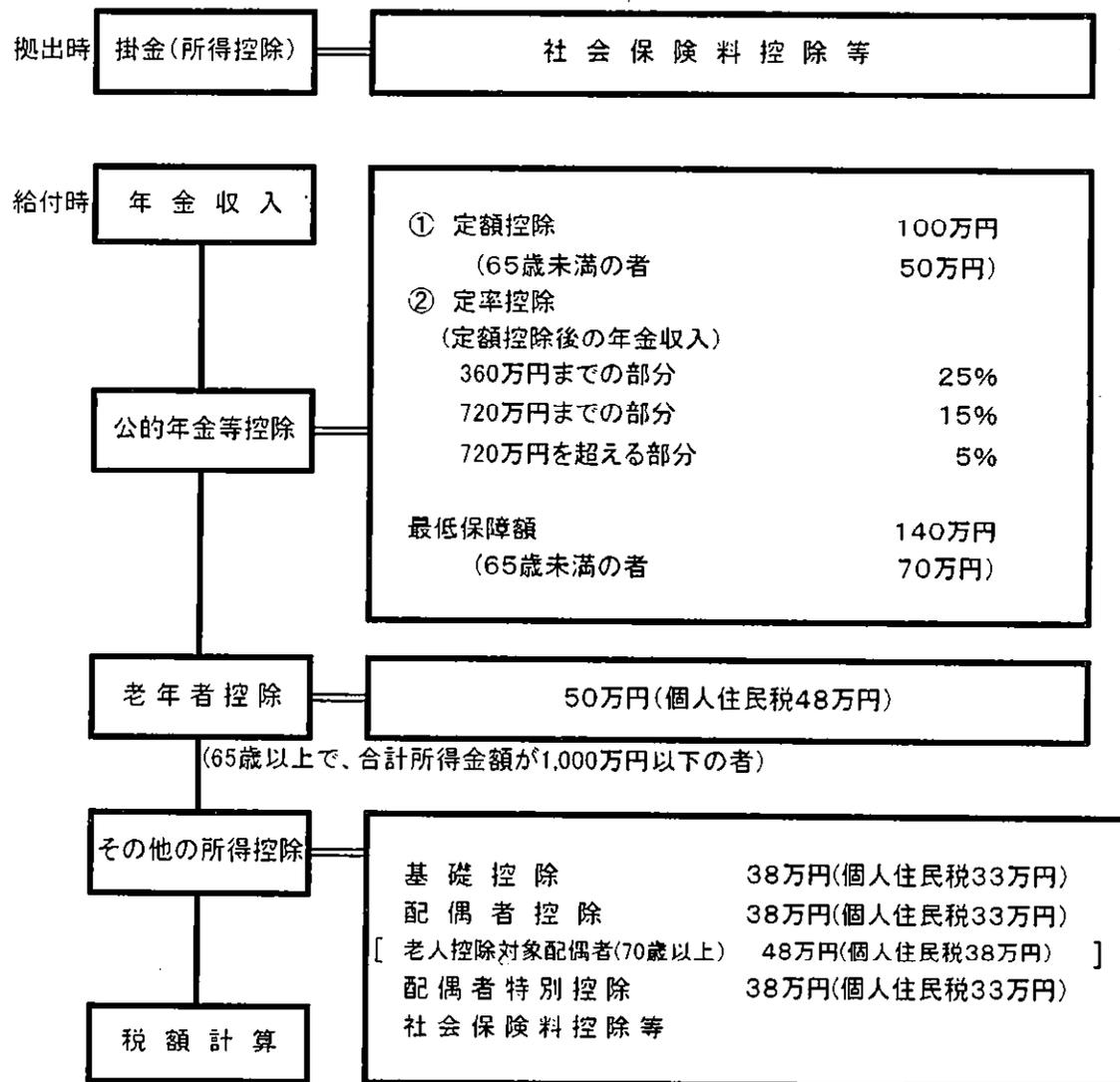
- アメリカ 7,850 ドル(95.8万円)
- ドイツ 1,044 ユーロ(11.3万円)
- フランス 社会保険料控除後の給与所得金額の10%  
(最高控除額12,229ユーロ(132.1万円))

なお、加えて当該控除後の所得に対して20%の給与所得控除が認められる(上限あり)

控除額(万円)



# 公的年金等に係る課税の仕組み



## (参考1) 公的年金等控除の沿革

公的年金等については、かつて給与所得とみなされ給与所得控除が適用されていたが、昭和63年分以降は、雑所得として課税されることとされ、新たに公的年金等控除が創設されることとなった。

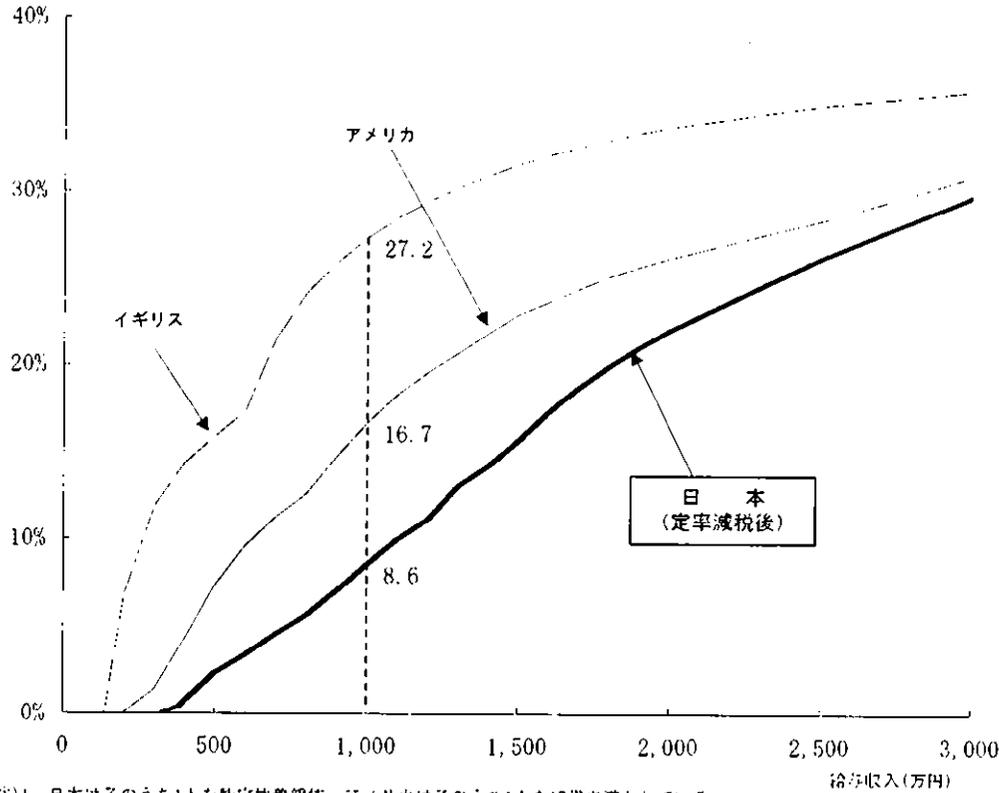
## (参考2) 公的年金等に係る課税(源泉徴収)の状況

公的年金等 支払金額	源泉徴収の対象 とならない部分	源泉徴収対象額
32.7兆円	30.5兆円	2.2兆円 (6.9%)

(注) 国税庁「統計年報書(11年度)(標本調査)」による。

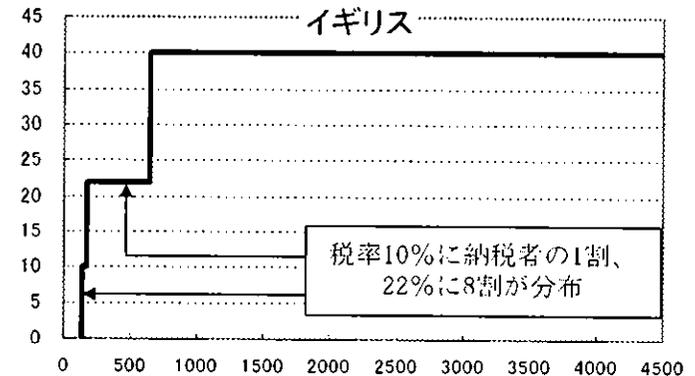
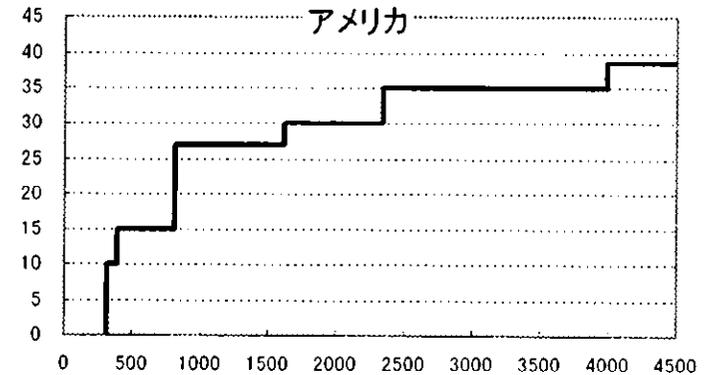
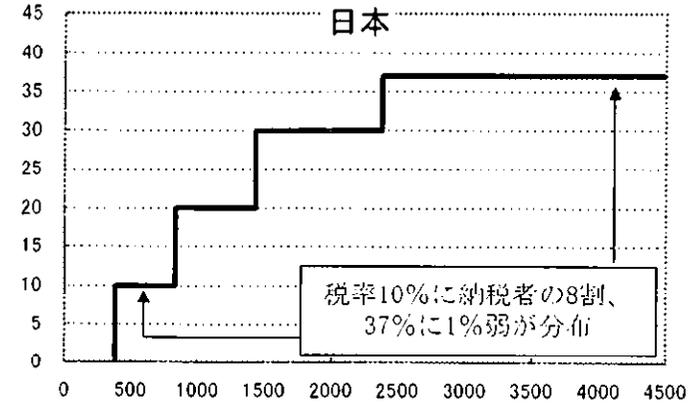
# 税率構造について

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦2人の給与所得者)



- (注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。  
 2. アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 3. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。  
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円

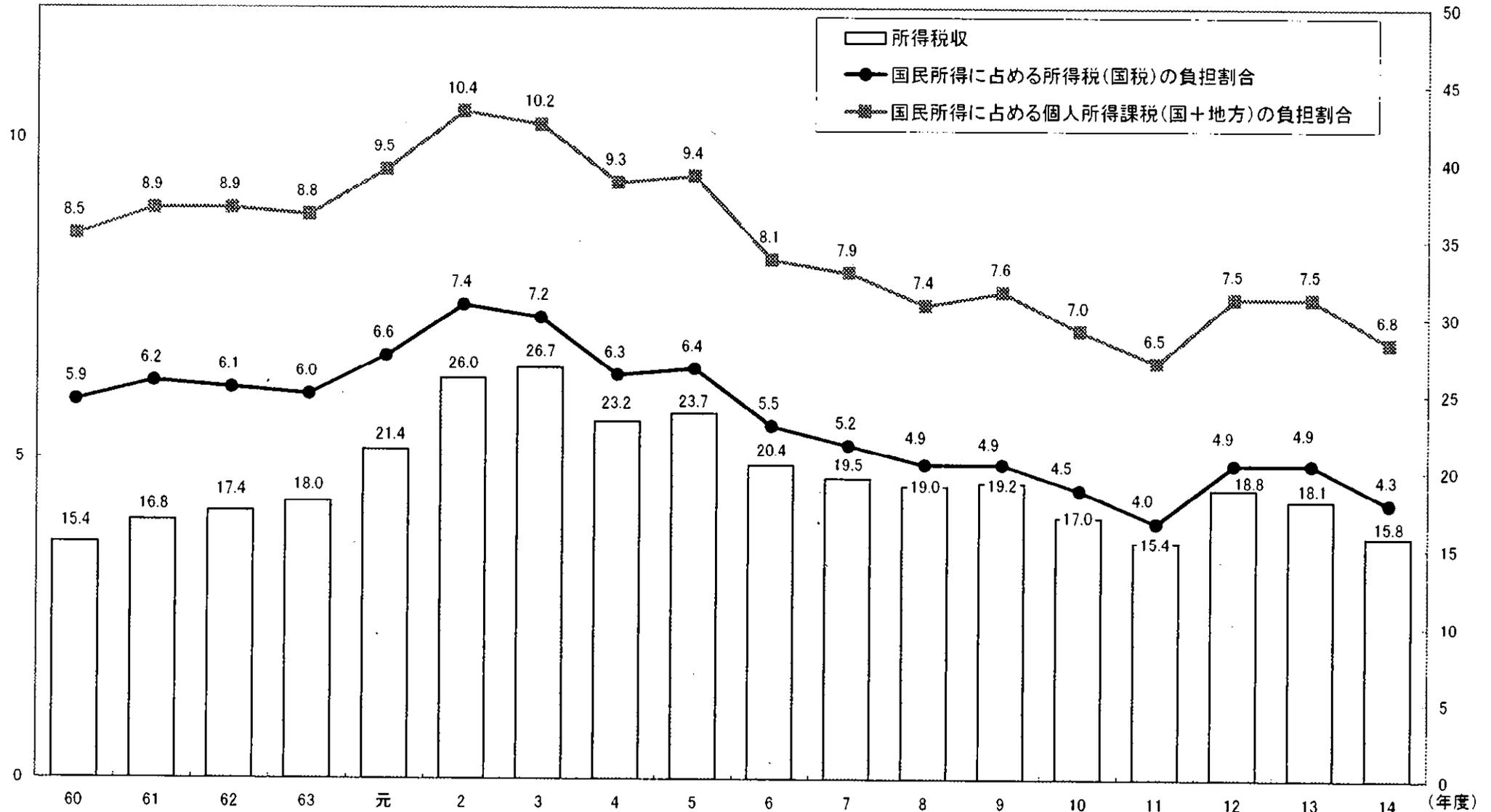
所得税(国税)の限界税率の日・米・英比較



(%)

# 所得税収、負担割合の推移

(兆円)



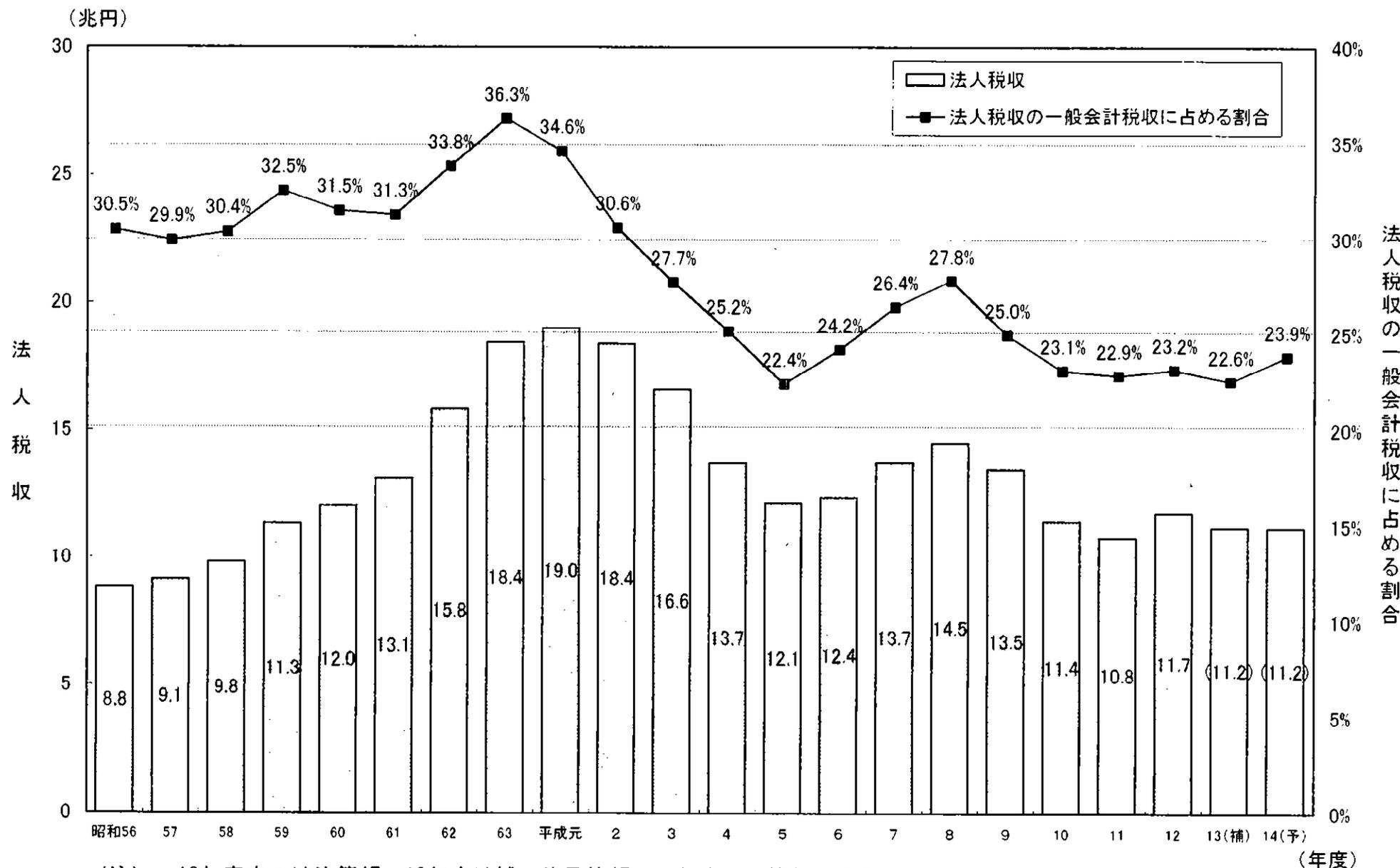
- ・税率構造の累進緩和
- ・人的控除の引上げ
- ・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

- ・税率構造の累進緩和
- ・人的控除の引上げ
- ・給与所得控除の引上げ等
- ・特別減税(6年、7年、8年)

- ・定額減税 (本人3.8万円 扶養親族等 1.9万円)
- ・最高税率の引下げ
- ・定率減税
- ・扶養控除額の加算

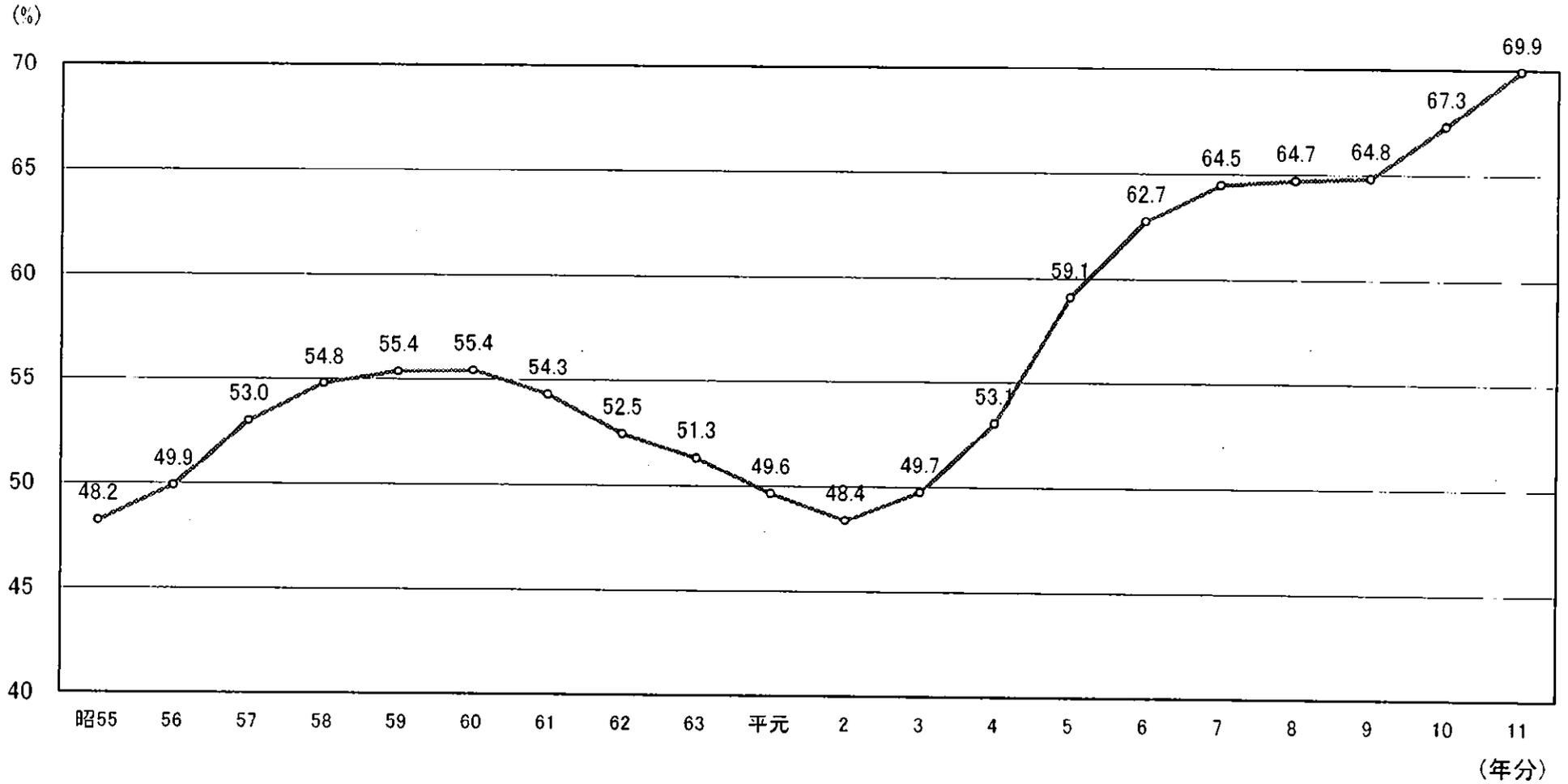
(注) 1. 12年度までは国税・地方税ともに決算額、13年度は国税は補正後予算額、地方税は実績見込額であり、14年度は国税は予算額、地方税は見込額による。  
 2. 所得課税は、OECD歳入統計の区分による。  
 3. 国民所得は、平成2年度以降は「国民経済計算(93SNA)」、平成元年度以前は「国民経済計算(68SNA)」による。ただし、平成13年度及び14年度は「平成14年度政府経済見通し」による実績見込額及び見通し額である。

# 法人税収の推移



(注) 12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。

# 欠損法人割合の推移



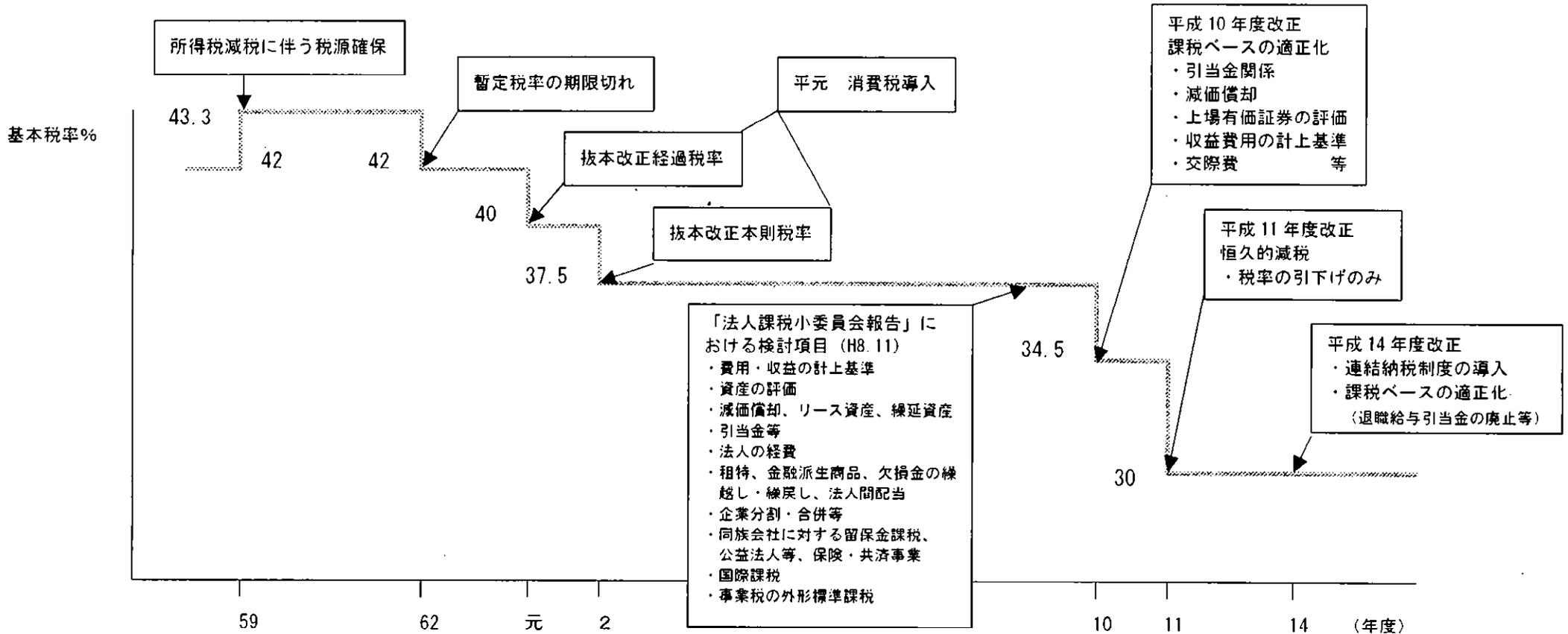
欠損法人数(千社)	699	748	817	865	899	920	924	935	951	974	1,006	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689	1,767
全法人数(千社)	1,450	1,499	1,541	1,578	1,624	1,660	1,702	1,783	1,852	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,465	2,509	2,527

(注) 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

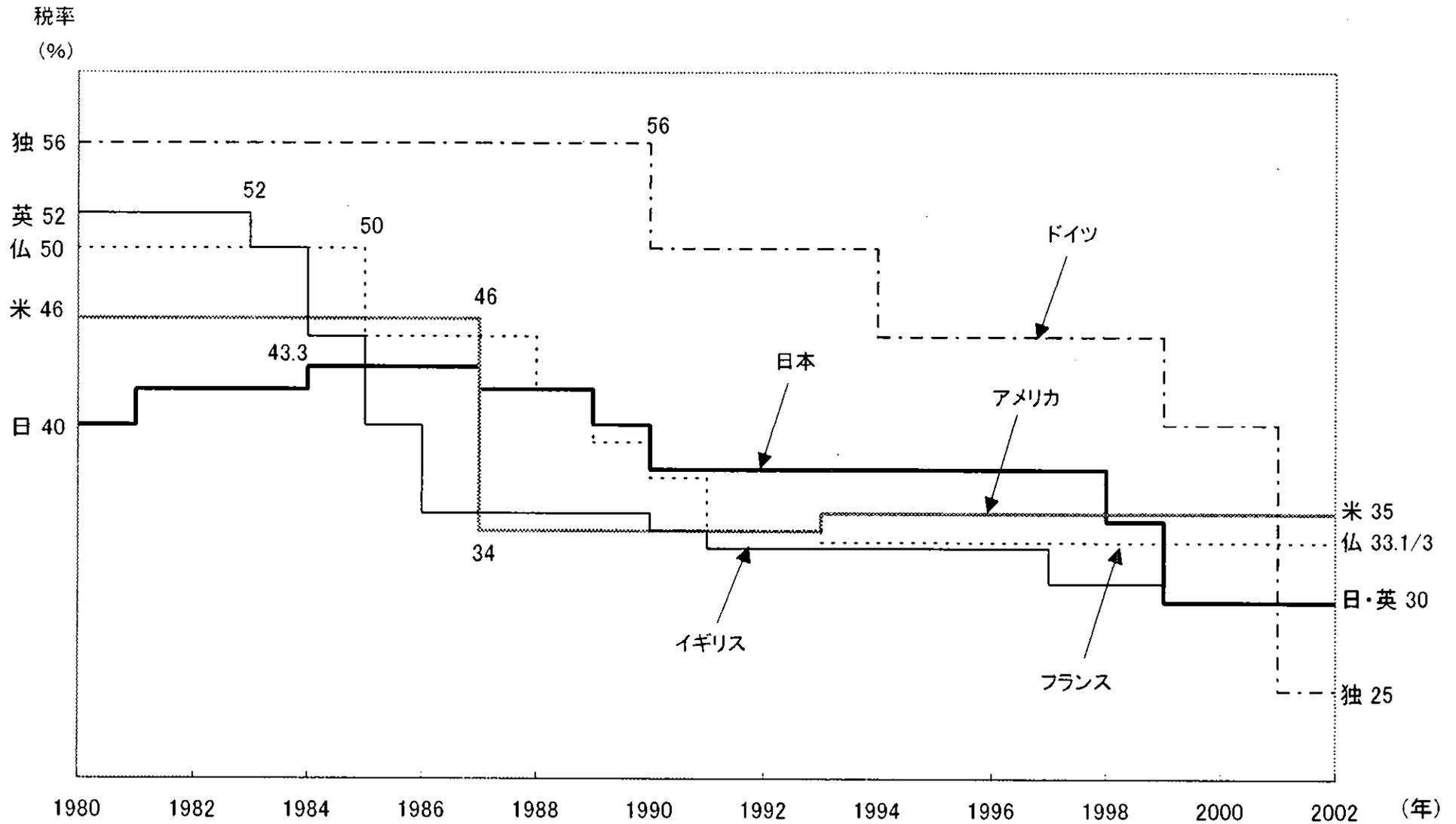
## 法人税率と課税ベースの適正化

○ 法人税改革：企業間・産業間の中立性の確保及び経済の活性化の観点から「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」

- ・ 平成 10 年度改正：課税ベースの大幅な見直しと基本税率の引下げ
- ・ 平成 11 年度改正：景気情勢に配慮し税率の引下げのみ実施（恒久的減税）
- ・ 「課税ベースの適正化は残された課題」「法人税率の更なる引下げの余地はない」（中期答申 H12.7）



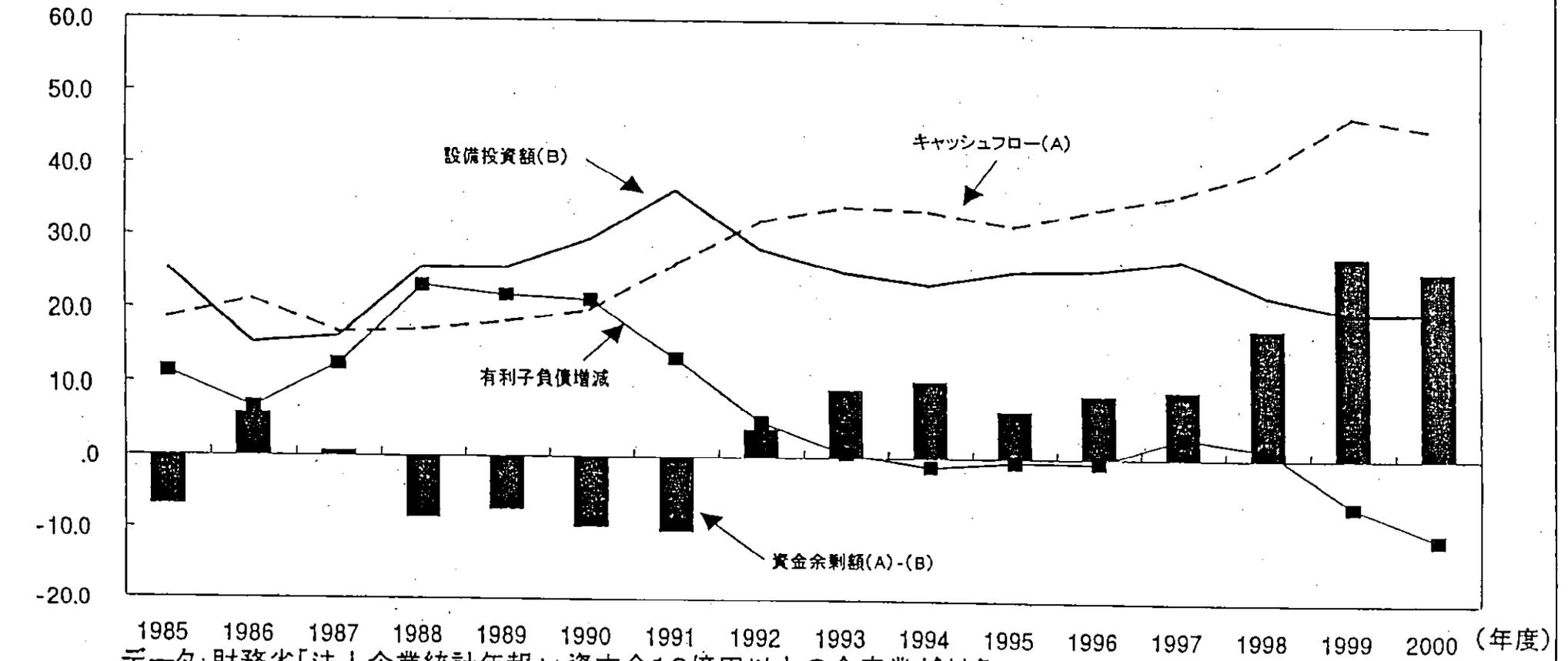
# 主要国の法人税率(基本税率)の推移



(注) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分と配当分に係る税率が異なっていた時期があったが、ここでは留保分に係る税率の推移を示している。

# 我が国国内法人の設備投資額等の推移

(兆円)



1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 (年度)  
 データ:財務省「法人企業統計年報」、資本金10億円以上の全産業が対象。

設備投資額は、有形固定資産のうち土地を除く部分の前年比増減額。有利子負債は短期・長期借入金＋社債。

平成14年3月13日開催「経済活性化のための企業税制に関する研究会」提出資料（経済産業省作成）

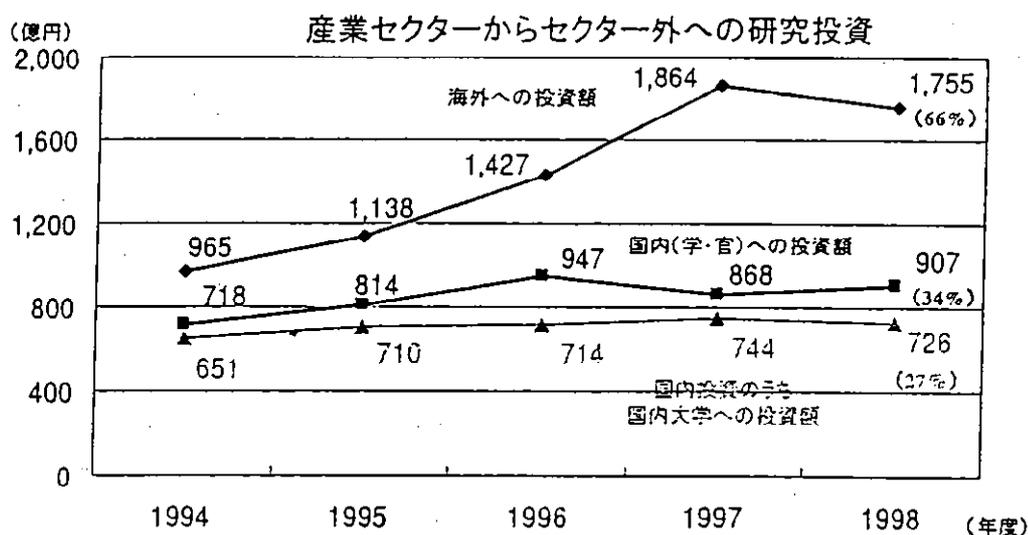
## 『経済活性化』のための研究開発と税制

- 「経済活性化」のため、わが国企業の競争力強化を図るには、効果的、効率的な研究開発を進めることが重要。

(注) 法人税においても、「増加試験研究費等の税額控除制度」を措置。

- 今後、わが国の民間研究開発の現状や問題点について十分吟味し、戦略的な研究開発を推進する総合的な施策が必要。

(注) 近年、企業の海外への研究開発支出が増えているとの指摘がある。例えば、「わが国の民間企業から大学等への研究投資のうち、3分の2が海外への投資である」ことをどう考えるか。



出典: 総務庁「科学技術研究調査報告」

経済産業省産業構造審議会新成長政策部会資料

- 研究開発を含め、「経済活性化」のため真に有効な税制措置を検討するに当たっては、その前提として、競争力強化や産業構造改革についての明確で具体的な国家戦略が必要。

主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み

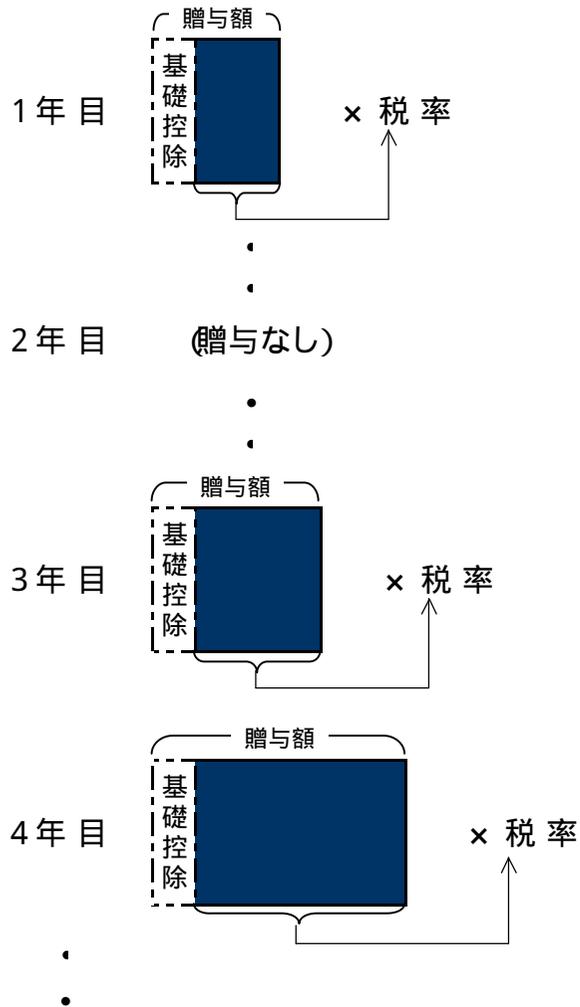
	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
相続税の課税方式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
納税義務者	相続人 / 受贈者	遺言執行人 / 贈与者	遺言執行人 / 贈与者	相続人 / 受贈者	相続人 / 受贈者
贈与税の課税方法	暦年課税	累積課税 (過去全て)	累積課税 (過去7年分)	累積課税 (過去10年分)	累積課税 (過去10年分)
既払い贈与税額		控除する	控除しない	控除する	控除する
相続時の課税方法	相続前3年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税	生涯にわたる贈与を累積して、遺産と合わせて課税	相続前7年以内の贈与を累積し、遺産と合わせて課税	相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税	相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税
既払い贈与税額	控除する	控除する	控除する	控除する	控除する

(注) イギリスにおいて遺産と合わせて課税される贈与の対象は、贈与税の課税対象よりも広い。

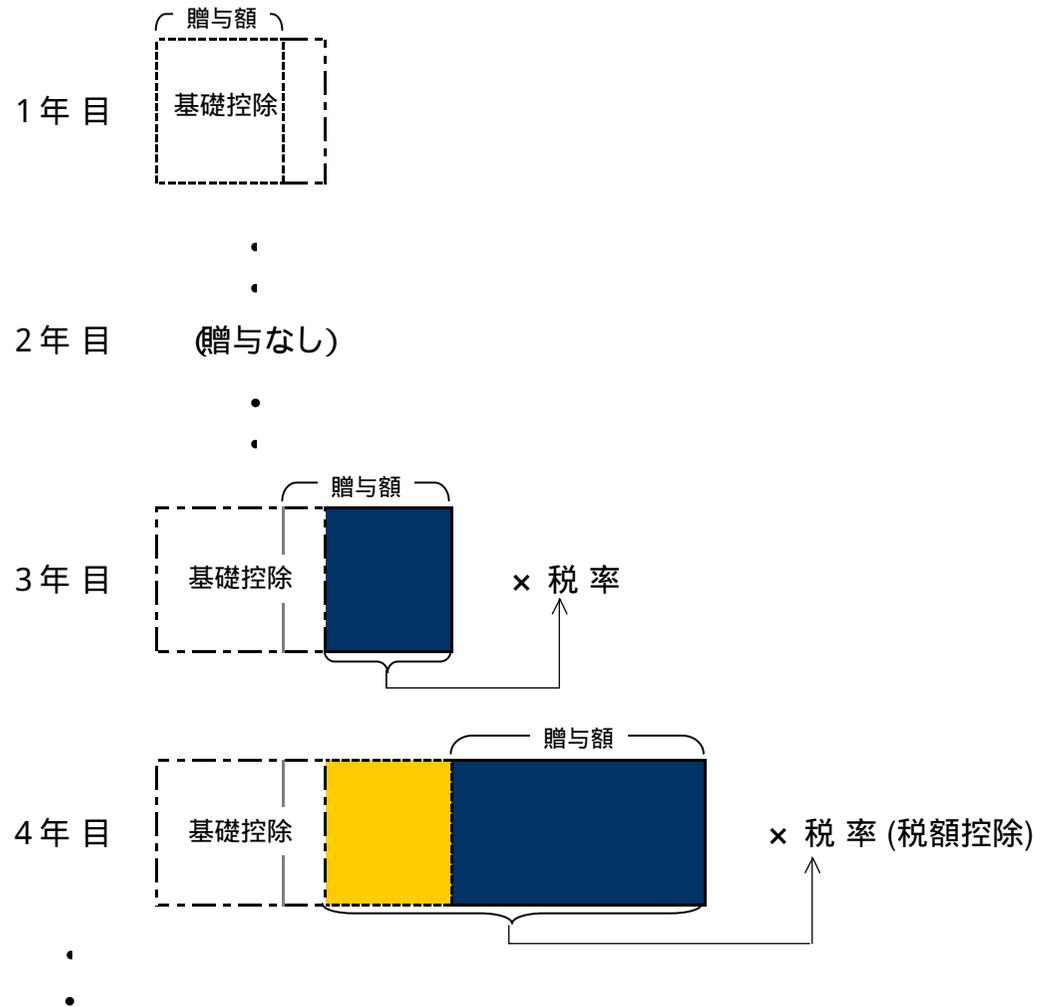
# 贈与税の課税方式の概念図

(1年目、3年目、4年目に贈与を行ったケース)

〔 暦年課税方式 〕  
(例 : 日本)



〔 累積課税方式 〕  
(例 : アメリカ、フランスなど)



## 贈与税の課税方式の類型

	課税方法の概要	特 色
一生累積課税	<p>一生にわたる贈与を累積し、相続と合わせて課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各年ごとに累積贈与額に対する税額を納付（過年分納付額は税額控除）</li> <li>・ 相続においては、納付贈与税額を控除</li> </ul> <p>[例：アメリカ]</p>	<p>基本的には、生前贈与を行っても、すべてを相続しても合計税負担額は変わらない。</p> <p>一生にわたる贈与を管理する必要があるため、比較的執行が困難。</p>
一定期間累積課税	<p>一定期間にわたる贈与を累積して課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各年ごとに過去一定期間内の累積贈与額に対する税額を納付（過年分納付額は税額控除）</li> <li>・ 相続前一定期間内の贈与は、同様に累積して相続と合わせて課税する方式あり</li> </ul> <p>[例：イギリス、フランス、ドイツ]</p>	<p>生前贈与と相続との間での中立性はある程度確保されるが、完全ではない。</p> <p>税務執行は、一生累積課税方式ほど困難ではない。</p>
暦年課税	<p>暦年ごとにその年中の贈与を合計して課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続前一定期間内の贈与は、例外的に累積して相続と合わせて課税する方式あり</li> </ul> <p>[例：日本]</p>	<p>生前贈与による租税回避を防止するため、贈与税負担を相続税負担より重くする必要。</p> <p>税務執行は最も容易。</p>

(注) 平成 12 年 7 月 税制調査会 「わが国税制の現状と課題」 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - より

## 相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等				合計課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a) %	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c) 億円	被相続人 1人当たり 金額 万円	納付税額 (d) 億円	被相続人 1人当たり 金額 万円	(d)/(c) %
昭和30	693,523	30,859	4.4		375	121.5	34	11.0	9.1
33	684,189	5,284	0.8		367	695.4	47	88.4	12.7
40	700,438	13,407	1.9	4.24	2,091	1,559.7	410	305.8	19.6
45	712,962	24,454	3.4	4.28	7,011	2,866.9	1,342	548.7	19.1
50	702,275	14,593	2.1	4.31	15,121	10,361.8	1,973	1,352.1	13.0
55	722,801	26,797	3.7	4.17	30,215	11,275.5	4,399	1,641.7	14.6
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.4	16,876	3,326.5	12.7

- (備考) 1. ‘死亡者数(a)’は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. ‘被相続人1人当たりの法定相続人数’は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. ‘課税件数(b)’は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. ‘納付税額(d)’には納税猶予額を含まない。